

過疎地域持続的発展方針への国同意及び県計画の策定について

1 要旨・目的

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新法」という。）に基づく、本県の過疎地域持続的発展方針（以下「発展方針」という。）について、8月27日に国の同意が得られ、同日付けで公表した。（新法第7条）
（発展方針の素案は、令和3年7月19日の総務委員会において説明のとおり、第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画（以下「振興計画」という。）を基に整理）
- また、発展方針に基づき、県が市町に協力して講じようとする措置の計画として、過疎地域持続的発展県計画（以下「県計画」という。）を別冊のとおり策定した。（新法第9条）

2 現状・背景

発展方針公表後、過疎市町等においては、発展方針に基づく市町計画について、順次、市町議会の議決を得る手続きが進められている。（新法第8条）

3 県計画の構成

(1) 基本的な事項 ※振興計画を基に整理

- 目標と計画の達成状況の評価に関すること（新法により新たに追加）
- 計画期間 令和3～7年度の5年間（発展方針と同じ）

(2) 地域の持続的発展のために実施すべき施策

- 発展方針に沿って本県が実施する具体的な事業
- 過疎市町等に対する国及び県による行財政上の支援措置（所管部局別）

4 その他（県計画に関する今後の予定）

県計画については、今後、県HPにおいて公表するとともに、国へ提出予定

《参考》発展方針、県計画、市町計画の位置づけ

